

門真市放課後児童健全育成事業の届出に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の届出に関し、法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の届出)

第2条 法第34条の8第2項の規定による届出は、放課後児童健全育成事業開始届出書（様式第1号）により行わなければならない。

2 法第34条の8第3項の規定による届出は、放課後児童健全育成事業変更届出書（様式第2号）により行わなければならない。

3 法第34条の8第4項の規定による届出は、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届出書（様式第3号）により行わなければならない。

(細目)

第3条 この規則に定めるもののほか、事業の届出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前に門真市民文化会館条例施行規則等を廃止する規則（平成29年門真市教育委員会規則第5号）による廃止前の門真市放課後児童健全育成事業の届出に関する規則（平成27年門真市教育委員会規則第6号）の規定により門真市教育委員会に対してなされた届出は、この規則の規定により市長に対してなされた届出とみなす。